

平成30年度
SS過疎地対策検討支援事業補助金
募集要領

《募集期間》

平成30年5月16日（水）～平成30年6月29日（金）

《実施期間》

交付決定日～平成31年2月28日（実績報告書提出締切日）

平成30年5月
全国石油商業組合連合会
（経済産業省補助事業）

SS過疎地対策検討支援事業補助金交付申請の募集について

はじめに

この補助金は、①民間団体（企業、NPO法人、組合団体、研究機関、個人等）等と地方公共団体等の連携体（以下「コンソーシアム」という。）が行う地域の実情や外部環境の変化を踏まえた、石油製品の効率的かつ安定的な供給対策を検討するための「再構築実証事業」、②揮発油販売者等が行う需要が見込まれる設備等の簡素化等を可能にするために安全性の確保を前提とした新たな機器等の技術開発を実施するための「技術開発実証事業」及び③SS過疎地の自治体が行う住民の利便性維持のための燃料供給体制に係る計画を策定するための「SS過疎地計画策定支援事業」に要する経費を補助することにより、地域における石油製品の安定的な供給の確保を図ることを目的としています。

本補助事業の実施を希望される方は、下記の公募要領に従って応募してください。

1. 事業内容

(1) 再構築実証事業

民間団体等と地方公共団体等が連携したコンソーシアムが行う地域の実情や外部環境の変化等を踏まえた、石油製品の効率的かつ安定的な供給対策を検討するための実証事業。

民間団体等と地方公共団体等が連携したコンソーシアムであることが応募要件となります。

過去に採用された案件と同じ事業は認められません。地域の実情を踏まえた新たな取組みとして行われることが求められます。過去の案件については、P14の（参考）過去の案件の概要をご参照ください。また詳細については全国石油商業組合連合会にお問い合わせください。（問合先：P13 参照）

(2) 技術開発実証事業

揮発油販売業者等が行う需要が見込まれる設備等の簡素化等を可能にするために安全性の確保を前提とした新たな機器等の技術開発を実施するための実証事業。

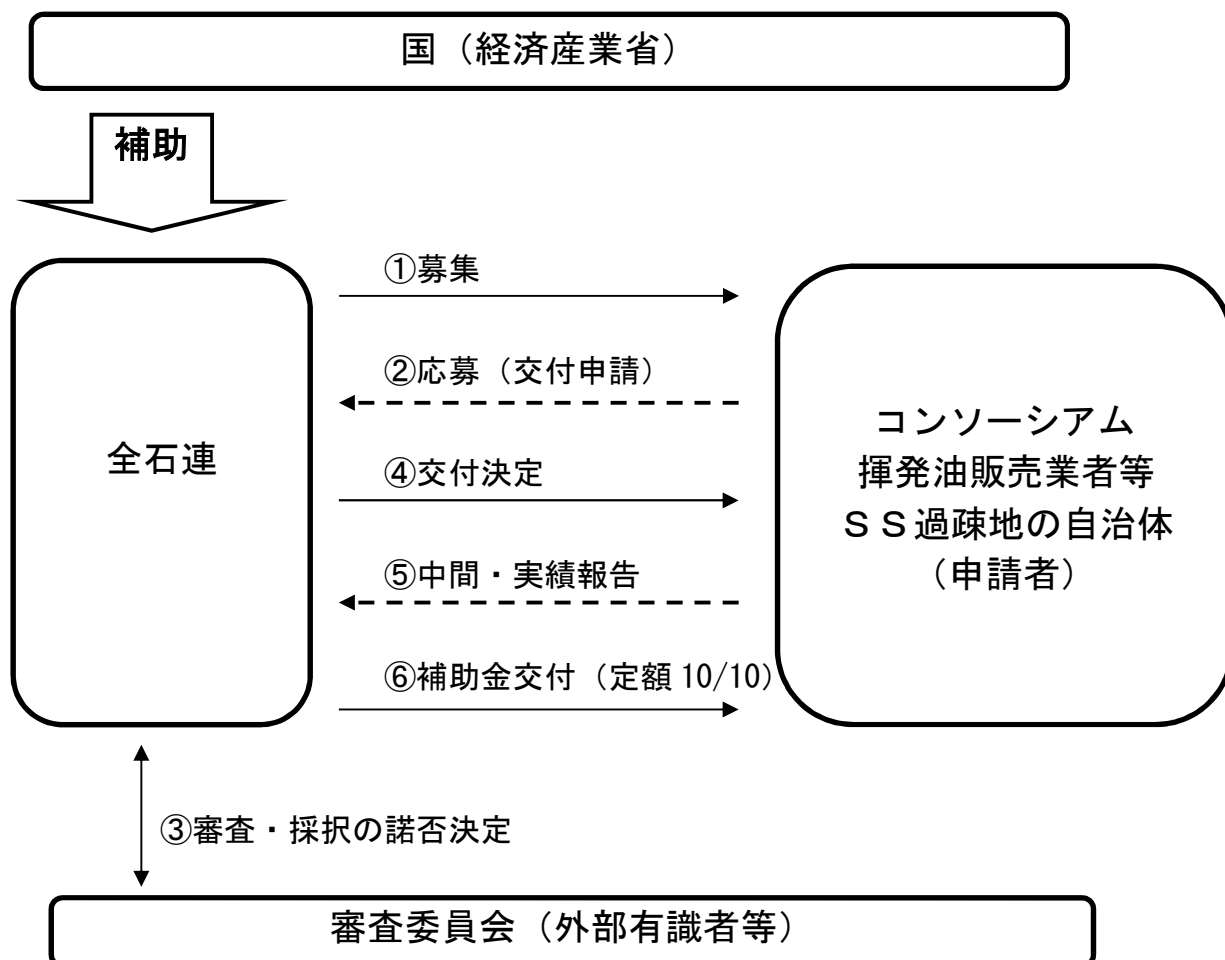
民間団体等と地方公共団体が連携したコンソーシアムであることを応募要件としません（揮発油販売業者等の単独でも申請可能）。

(3) SS過疎地計画策定支援事業

SS過疎地の自治体が行う住民の利便性維持のための燃料供給体制に係る計画を策定するための事業。

SS過疎地の自治体であることが応募要件となります。

2. 事業スキーム



※ 審査委員会（東京で開催）に出席していただく場合があります。出席いただく場合には、事前に詳細を連絡させていただきます。

3. 年間スケジュール

- ・平成30年5月16日（水） : 公募開始（①）
- ・公募開始日以降 : 申請書類提出（②）
- ・申請書精査後 : 審査委員会（③）
- ・事業採択後 : 交付決定（④）
- ・交付決定日～ : 実証事業開始
- ・平成31年2月28日（木） : 実績報告締切（必着）（⑤）
- ・平成31年3月末 : 補助金交付（⑥）

4. 補助金の額

定額補助（10/10）とし、1事業あたりの補助金上限額はいずれの事業も消費税及び地方消費税を除き、1.（1）再構築実証事業については2,500万円（ただし、自治体が住民の利便性維持のための燃料供給体制に係る計画を策定している場合は3,000万円）、1.（2）技術開発実証事業については5,000万円、1.（3）

SS過疎地計画策定支援事業については1,000万円とします。補助金対象額については、提案事業数、内容によって個別に調整した上で決定することとします。
なお、本事業の予算額は1億8,500万円です。

5. 応募資格

本補助金の応募資格については、以下に定めた条件を満たすことが必要になります。

(1) 再構築実証事業

- ①当該補助事業を適切に遂行できる体制として、連携体（コンソーシアム）を形成していること。
 - ②連携体（コンソーシアム）は、実証事業計画に位置付けられた地方公共団体、企業、NPO法人、組合団体、研究機関、個人等の複数で構成される任意の協議体であること。
 - ③連携体（コンソーシアム）に地方公共団体等が参画していること（原則として、地方公共団体の参画を応募資格としますが、地域住民等が組織する団体等でも可とする場合があります。その場合は、個別に審査することとなります）。
 - ④連携体（コンソーシアム）の構成メンバーは、代表団体と実証事業遂行に関し契約若しくはそれに準じた取り決めを締結すること。
- ※コンソーシアムについては、地方公共団体が構成している過疎地関連や地域振興関連等の委員会・研究会等を活用することも可。

(2) 技術開発実証事業

- ①揮発油販売業者等

(3) SS過疎地計画策定支援事業

- ①SS過疎地（1市町村内のSS数が3カ所以下又は道路距離に応じたSS過疎の地域を含む市町村）の自治体であること。

(4) 全事業共通（再構築実証事業・技術開発実証事業・SS過疎地計画策定支援事業）

- ①当該補助事業の遂行に必要な能力、知識、経験を有していること。
- ②当該補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ③申請資格に関する誓約書（別紙2）及び暴力団排除に関する誓約書（別紙3）のいずれにも該当しないこと。

○コンソーシアムについて

(1) 代表団体

代表団体は、自ら補助事業の一部又は全部を実施するとともに補助事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整及び財産管理等の事業管理、事業成果の普及等を行う機関です。また、補助事業における補助事業者として、財産管理等の責任を有します。

（代表団体の資格要件）

- ①補助金の交付申請ができること
- ②代表団体として実証事業の遂行に必要な関連知識及び財政基盤を有し、かつ、実証事業を的確に遂行するに足る能力、組織、人員等を有していること
- ③プロジェクトリーダー、サブリーダー及び事務管理責任者を任命すること

(2) 参加団体

参加団体は、コンソーシアム構成メンバーとして、代表団体の管理下において事業を実施する者であり、以下の要件を満たすことが必要となります。

(参加団体の資格要件)

- ①代表団体と事業遂行に関し契約若しくはそれに準じた取り決めを締結できること
- ②事業に主体的に取り組む人員を確保できること

(3) プロジェクトリーダー・サブリーダー

コンソーシアムでは、下記の役割を担う者を代表団体が任命してください。

○プロジェクトリーダー

・代表団体に所属し、事業の計画、実施及び進捗・成果管理を総括する者

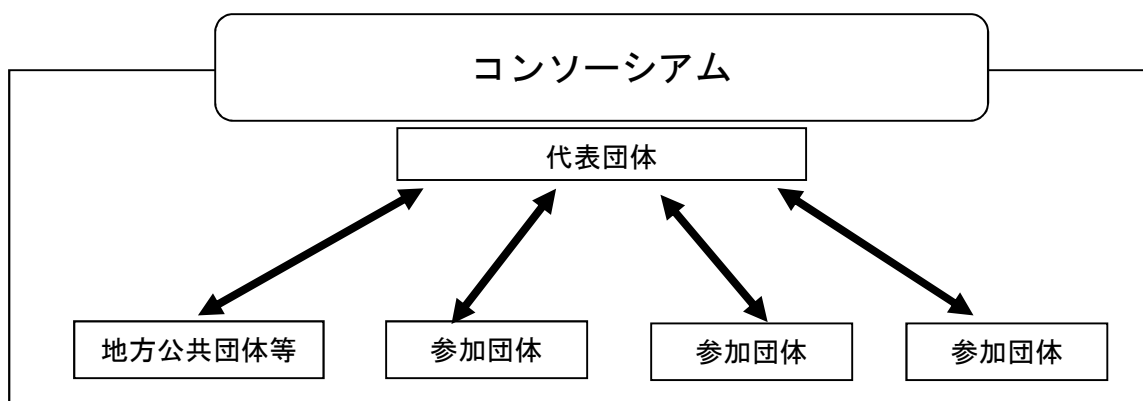
○サブリーダー

・代表団体若しくは参加団体に所属し、プロジェクトリーダーの補佐、必要に応じてその代理を務める者。

(4) 事務管理責任者

代表団体に所属し、本会との連絡調整、補助事業の経理管理及び手続きを総括する者。

(参考) 代表団体、構成メンバーの関係



6. 補助対象事業

本事業の補助対象事業は、申請者が作成する「補助事業提案書」に基づく事業となります。

※再構築実証事業については、「補助事業提案書」に基づく事業であれば、代表団体が行う事業に限らず、コンソーシアム構成メンバーが行う事業についても代表者が行う事業として補助対象とすることができます。ただし、補助金を受ける者は

代表者のみになります。

7. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：平成30年5月16日（水）

募集締切日：平成30年6月29日（金）

(2) 応募書類

以下の書類をA4サイズで提出して下さい。（提出書類・添付書類）

なお、必要に応じて内容の説明や追加資料の提出を求める場合があります。

- ①申請書（様式1号）
- ②補助事業提案書（別紙1）
- ③申請資格に関する誓約書（別紙2）
- ④暴力団排除に関する誓約書（別紙3）
- ⑤企業・団体概要（名称、所在地、設立年月日、主な事業内容、組織図、従事者数）が分かるパンフレット等
- ⑥役員（三役）名簿又は商業登記簿謄本の写し
- ⑦申請者（コンソーシアムの場合は代表団体）の財務諸表（直近1ヶ年分）
- ⑧その他本会が必要と認める書類

※上記①～④については、所定の様式を本会ホームページからダウンロードしてパソコンにて作成してください。

※コンソーシアムの場合、誓約書（別紙2、別紙3）はコンソーシアムを構成する全ての団体等が作成してください。

※提出された応募書類は本事業の審査以外の目的には使用しません。なお、応募書類は返却しません。

※採択となった申請案件、事業の実施結果については、申請者名（代表団体名、コンソーシアム構成メンバー等）、事業内容、実施地域及び補助金交付金額等を経済産業省（法人インフォメーション[※]）及び本会にて原則公表されますのでご了承ください。

（※）法人インフォメーションとは、法人番号の開始に伴い、政府のIT戦略である「世界最先端IT国家創造宣言」（閣議決定）に基づき運用している情報提供サイトであり、法人が政府より受けた補助金や表彰、許認可等の法人活動情報を掲載しています（<http://hojin-info.go.jp/hojin/TopPage>）。

※採択され交付決定を受けた場合であっても、予算の都合または大幅な事業内容の変更により、補助金が減額される場合がありますのでご了承ください。

(3) 応募書類の提出先

応募書類は持参、郵送等により以下に提出してください。

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-14

全国石油商業組合連合会 環境・安全対策グループ

担当：宮崎、石井、安中

8. 審査・採択について

(1) 審査方法

外部有識者により構成された審査委員会での審査の結果により、採択案件を決定します。なお、審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。ただし、審査基準①、③及び④を満たしていない事業については、他項目の評価にかかわらず採択いたしません。

①事業計画内容の適切性、効率性

・補助要件に基づく適正な執行ができる計画となっているかを審査します。

②補助金額の適切性

・経費の積算（見積内容）が合理的かつ明確であり、経済性を十分に考慮したものとなっているかを審査します。

③技術的能力（知見、能力）の有無

・関連事業に関し過去に実績がある等、当該補助事業の遂行に必要な能力、知識、経験を有しているかを審査します。

④経理的基礎の有無

・当該補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有しているかを審査します。

※ 国土強靱化基本法に基づき地方公共団体が策定する「国土強靱化地域計画」に資する事業については配慮します。

(3) 審査結果の決定及び通知について

審査結果（採択又は不採択）については、審査終了後申請者宛てに通知します。

9. 交付決定について

採択された申請者に対して本会が交付決定通知書を送付し、その後、事業開始となります。

なお、**審査により、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。**

また、交付決定後、申請者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

10. 補助対象経費の計上

(1) 補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費であり、他の事業と併用、兼用することを想定した項目、経費について、本補助事業での計上は認められません。

なお、これらに該当する経費であっても無条件に経費として認めるということではありません。あくまでも各費目について、本事業を実施する上で、必要な経費であるかどうかを、合理性・経済性等の観点から精査しますので、十分に検討した上で、積算を作成してください。

なお、最終的な補助対象経費については、経済産業省と調整した上で決定することとします。

具体的な経費の項目は以下のとおりです。

1. 再構築実証事業及び技術開発実証事業

事業名	経費項目	内容
再構築実証事業及び技術開発実証事業	人件費	補助事業に直接従事する者の人件費
	事業費	補助事業に必要な以下の経費 検討会の開催に係る経費（会議費、旅費、外部委員謝金等）、設備費（購入費、設置工事費等）、建物等に係る賃借料、設備に係るリース料等、技術開発・試作品開発費、消耗品費、調査費（委託費等）、その他補助事業を行うために特に必要と認められる経費

《補助対象経費の詳細》

1) 人件費

■補助事業に直接従事する者の人件費（補助事業提案書に記載され、交付決定を受けたものに限り）

- ・実証事業に直接従事する者とは、例えば、灯油の共同配送を行う補助事業であれば、ローリー運転手を指し、実際に配送を行った時間分の人件費が補助対象となります。したがって、**コンソーシアム構成メンバーの所属役職員が、調査、補助事業の工程管理を行ったり、検討会に出席したり**というような間接的な作業は補助対象とはなりません。
- ・対象者は、補助事業に従事したことを証明するために**所定の作業日誌を作成していただく必要があります。**
- ・人件費の算出については、別添経済産業省が定めた「補助事業事務処理マニュアル」の「3. 人件費に関する経理処理」に基づき行ってください。

2) 検討会費（再構築実証事業の場合）

■補助事業を推進するにあたり、コンソーシアムにおいて開催する検討会議の運営に要する費用（補助事業提案書に記載され、交付決定を受けたものに限り）

① 外部委員謝金

- ・補助事業の実施にあたり専門的知識を有する者を検討会議の外部委員として委嘱した場合において、代表団体の謝金規定に基づき、検討会議出席

の謝礼として支払われる経費。ただし、別途定める「SS過疎地対策検討支援事業旅費・謝金規程」の範囲内での支払いとなります。

- ・ **コンソーシアム構成メンバーの所属団体等の役職員や地方公共団体役職員は対象外です。**

② 旅費

- ・ 検討会議出席のための旅費交通費として、代表団体の旅費規程に基づき、コンソーシアム構成メンバー及び外部委員に支払われる経費。ただし、別途定める「SS過疎地対策検討支援事業旅費・謝金規程」の範囲内での支払いとなります。

③ 会議費

- ・ 検討会議を開催する場合の茶代（上限 500 円/人）として支払われる経費
- ・ **弁当食事代は対象外です。**

④ 会場借料

- ・ 検討会議を開催する場合の会場費として支払われる経費

⑤ 通信費

- ・ 検討会議に関する開催案内や資料等の郵便代、郵送代として支払われる経費

⑥ 印刷製本費

- ・ 資料等の印刷費として支払われる経費

3) 設備費

■補助事業のために必要な設備を購入・設置するための経費（補助事業提案書に記載され、交付決定を受けたものに限り）

- ・ 工事等が必要な設備については、設計・管理費用を含みます。
- ・ **購入にあたっては、2社以上の競争により発注先を決定して下さい。**
- ・ **コンソーシアム構成メンバー同士による競争は原則として認められません。**

4) 賃借料

■補助事業のために必要な土地、建物等の賃借に必要な経費（補助事業提案書に記載され、交付決定を受けたものに限り）

- ・ 不動産会社を介して賃借した土地、建物等であり、一般的な不動産相場と同等若しくはそれ以下である場合に限り。

5) リース料等

■補助事業のために必要な設備のリースやレンタル費用（補助事業提案書に記載され、交付決定を受けたものに限り）

- ・ **リースやレンタルの導入については、2社以上の競争により発注先を決定して下さい。**
- ・ **リース又はレンタル費用は、交付決定後に契約し、適用期間が補助事業実施期間内であり、かつ、補助事業実施期間内に支払われたものに限り。**

6) 技術開発・試作品開発費

■補助事業のために必要な技術開発や試作品開発に係る原材料、設計、製造、改良、加工等に要する費用（補助事業提案書に記載され、交付決定を受けたもの

に限ります)

- ・購入する原材料等の数量は必要最小限にとどめ、補助事業終了時には使い切ることを原則とします。補助事業終了時点での未使用残存品に相当する価格は、補助対象となりません。
- ・原材料費を補助対象経費として計上する場合は、受払簿（任意様式）を作成し、その受け払いを明確にしておく必要があります。
- ・販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費は補助対象外となります。（試作品の生産に必要な経費は対象となります。）
- ・また、汎用性があり目的外使用になり得るものの購入費は補助対象外となります。

7) 消耗品費

- 補助事業のために必要な消耗品を購入するための経費（補助事業提案書に記載され、交付決定を受けたものに限り）
 - ・事務用品等実証事業を行うにあたって発生する消耗品の実費が対象となります。

8) 調査費（再構築実証事業の場合）

- 補助事業実施のために必要な調査を行う費用（補助事業提案書に記載され、交付決定を受けたものに限り）。ただし、別添経済産業省が定める「補助事業事務処理マニュアル」の「12. 委託費に関する経理処理」の範囲内での支払いとなります。

9) その他諸経費

- その他補助事業を行うにあたって発生する必要経費（補助事業提案書に記載され、交付決定を受けたものに限り）
 - ・補助事業を行うにあたって発生するその他の直接経費の実費が対象です。したがって、事業費の〇%というような一般管理費等は対象外となります。（対象経費一例）
コンソーシアム構成メンバーの実証事業の用務に係る交通費。（ただし、別途定める「石油製品流通網再構築実証事業旅費・謝金規程」の範囲内での支払いとなります。）

2. SS過疎地計画策定支援事業

事業名	経費項目	内容
SS過疎地計画策定支援事業	事業費	補助事業に必要な以下の経費 補助職員人件費、検討会の開催に係る経費（外部委員旅費、外部委員謝金）、調査費（委託費等）

《補助対象経費の詳細》

1) 補助職員人件費

- 補助事業のために補助職員が必要な場合の臨時人件雇用費で、当該補助職員の

時間単価及び作業時間等に応じた経費（補助事業提案書に記載され、交付決定を受けたものに限り）

- ・対象者は事業に従事したことを証明するために所定の作業日誌を作成していただく必要があります。
- ・補助職員人件費の算出については、別添経済産業省が定めた「補助事業事務処理マニュアル」の「10. 補助員人件費に関する経理処理」に基づき行ってください。

2) 検討会費

■事業を推進するにあたり、開催する検討会議の運営に要する費用（補助事業提案書に記載され、交付決定を受けたものに限り）

①外部委員旅費

- ・事業の実施にあたり専門的知識を有する者を検討会議の外部委員として委嘱した場合において、検討会議出席のための旅費交通費として、申請者の旅費規程に基づき、コンソーシアム構成メンバー及び外部委員に支払われる経費。ただし、別途定める「SS 過疎地対策検討支援事業旅費・謝金規程」の範囲内での支払いとなります。

②外部委員謝金

- ・事業の実施にあたり専門的知識を有する者を検討会議の外部委員として委嘱した場合において、申請者の謝金規定に基づき、検討会議出席の謝礼として支払われる経費。ただし、別途定める「SS 過疎地対策検討支援事業旅費・謝金規程」の範囲内での支払いとなります。

3) 調査費

■事業実施のために必要な調査を行う費用（補助事業提案書に記載され、交付決定を受けたものに限り）。ただし、別添経済産業省が定める「補助事業事務処理マニュアル」の「12. 委託費に関する経理処理」の範囲内での支払いとなります。

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。）
- ・その他事業に関係ない経費

(3) 補助対象経費からの消費税額の除外について

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下「消費税等」という。）が含まれてい

る場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることとなります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、**交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。**

1.1. その他

- (1) **交付決定日以前に発生した経費（発注含む。）は補助対象にはなりません。**
- (2) 物品の入手、費用の発生に係る売買、請負その他の契約をする場合は、経済性の観点から、原則、一般の競争等に付してください。また、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、本会に届け出なければなりません。
- (3) **補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に本会の承認を得なければなりません。**
- (4) 補助事業者は、本会が補助事業の進捗よく状況の報告を求めた場合、速やかに報告しなければなりません。
- (5) **補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は平成31年2月最終営業日のいずれか早い日までに実績報告書を本会に提出しなければなりません。**
- (6) 補助金の支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。
- (7) **補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにし、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する会計年度の終了後5年間、本会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。**
- (8) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。なお、当該取得財産等については、取得財産管理台帳を備えて、別に定める財産処分制限期間中、適切に管理しなければなりません。
- (9) **補助事業者は、取得財産等のうち単価50万円以上（税抜き）のものについては、別に定める期間においては、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲**

渡し、貸付け又は担保に供すること)はできません。ただし、当該取得財産等を処分する必要があるときは、事前に承認を受けることにより、当該取得財産等の処分も可能ですが、その場合には、原則として、補助金の一部又は全額を納付(納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です。)しなければなりません。

(10) 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。

12. 補助事業実施期間

実証事業の実施期間は交付決定日～平成31年2月28日(木)となっています。

※平成31年2月28日(木)が実績報告書の締切日となりますが、補助対象経費の支払いを証する全ての証票書類及び実証内容確認・状況説明書類等の添付が必要となりますのでご注意ください。

13. 問い合わせ先

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-14

全国石油商業組合連合会 環境・安全対策グループ

担当：宮崎、石井、安中

TEL：03-3593-5834

E-mail：

miyazaki@zensekiren.or.jp

ishii@zensekiren.or.jp

annaka@zensekiren.or.jp

(参考) 過去の案件の概要

《再構築実証事業》

【事例1】SS過疎地における灯油自動給油機と少量容器での灯油販売（平成29年度事業）

村内に公設SSが1カ所のSS過疎地であり都市ガス供給圏外である奈良県川上村においては、暖房や給湯機用の灯油配達の労務負担が大きく、住民から居住地域に隣接した灯油供給施設の設置の要望があった。

石油連盟、計量機メーカー、県石油商組合、川上村がコンソーシアムを組み、地域のコミュニティセンターに灯油販売設備を設置し、高齢者にも持ち運びしやすい軽量の5L小型ポリタンクと地下タンク給油方式から地上タンク供給方式に改造した灯油自動給油機による販売、同ポリタンクによるバイク宅配を実施し、過疎地における新たな供給形態として灯油小口販売の実証を行った。

【事例2】過疎・豪雪地域における地域拠点としてのSS整備と高齢世帯への灯油備蓄支援・配送合理化及び除雪事業（平成28年度事業）

過疎・豪雪地域にあるSSの事業継続が危ぶまれていたが、過疎集落に唯一残るSSの存続に向け、秋田県仙北市とSSがコンソーシアムを組み、地域の拠点としてのSSの整備、高齢者世帯等への灯油の備蓄支援、配送の効率化、除雪事業を実施し、配送日の集約、ルートの見直しによる灯油配送事業の効率化とホームタンクを貸与し備蓄量の増加による災害対応力の向上、油外収益の拡大に取り組み、過疎地におけるSS運営の効率化、SSの地域の拠点としての強化を図った。

【事例3】蔵王エネルギーネットワーク整備事業（平成28年度事業）

蔵王山に噴火警報が発令（平成27年4月）され、宮城県蔵王町、七ヶ宿町における避難計画、ハザードマップが策定される中、東日本大震災で経験した燃料・食料等の供給不足、交通・通信網の遮断及び地域の孤立化に備えるため、地域ライフラインの確保策として、灯油ストックポイントの設置（蔵王町小妻坂地区）及び緊急時配送システムの構築を図るため、地元事業者がコンソーシアムを組み、配送体制の整備・効率化に取り組み、緊急時だけでなく平時から地域における灯油を中心とした燃料の安定供給を図った。

【事例4】灯油安定供給実証事業（平成27年度事業）

横須賀市船越地区で灯油を配送していた業者が廃業。船越地区は道路が狭いほか急な階段が多く、高齢者世帯を中心に燃料供給に支障が生じたことから、町内会、横須賀市、地域のSSがコンソーシアムを組みミニローリーによる灯油配送、高齢者見守り、日用品配送を実施した。

《技術開発実証事業》

【事例1】IoT&無線通信によるホームタンク内残量可視化システムの開発（平成29年度事業）

灯油ホームタンクへの配達は、顧客からの受注、定期的なルート販売で行うと、受注のタイミングによっては燃料切れや、配達ルートに不要な配達先があり、灯油積載量も見積もれないために作業効率が悪いという問題があった。

そこで、顧客のホームタンクに蓋一体型のスマートメーターを設置し、定期的なデータ配信を行うことでタンク内の灯油残量をSSが把握し、顧客の注文の手間を省くとともに、SSの作業効率の改善を図る、ホームタンク内残量可視化システムの実証を行った。

【事例2】緊急時用の計量機の開発（平成29年度事業）

災害発生時における仮取扱所（消防法第10条第1項ただし書きにある、危険物の仮貯蔵又は仮取扱）として、揮発油の安全かつ効率的な給油を行うためタンクローリーに直結して給油を行う計量機を開発した。

従来の計量機に緊急時用の機能付加や架台の設計を行い、静電気除去装置や施工方法などの計量機設置技術の検証、安全対策手引き書の作成、姫路市の防災訓練において給油の実証を行った。また危険物保安技術協会の性能評価を申請。

【事例3】SS過疎地石油製品供給カードシステム構築事業（平成27年度事業）

過疎地において、官公庁との取引をスムーズにすることで利用頻度を向上させ、安定的な需要の確保を目的に、給油カード（非接触型カード）やタブレット端末を活用可能なアプリを開発して、代金請求及び決済を簡素化。

官公庁における経費管理の厳格化等を実現し、官公庁における組合SSの利用頻度の向上を図った。

【事例4】 駆けつけ給油実証事業（平成27年度事業）

計量機のロック、人感センサー、防犯カメラ、看板等の安全確保装備設置により、常時人がいなくても駆け付け給油により対応を行う実証を行い、駆け付け給油の規制緩和を実現した（SS隣接地や向いの事務所から駆けつけ）。

《SS過疎地計画策定支援事業》

初年度事業の為、事業イメージになります

SS過疎地における将来を見通した燃料供給体制の構築を図るため、SS過疎地の自治体が住民の利便性維持のための燃料供給体制に係る計画の策定を支援する。

地域における燃料の供給体制、需給状況、SSが抱える課題等の実態調査を行い、確保すべき燃料供給拠点を特定し、自立的に維持・継続していくための方策の検討、必要とされる燃料供給機能、コストの削減・効率化に向けた検討、住民対策、防災対策、街づくり、地域興し等の自治体の事業と関連した実効性のある具体的なSS過疎地対策を、時間軸を設定し将来を見通した具体的な計画として策定する。

以上